

東大阪水経企第 824 号
令和 3 年 8 月 5 日

東大阪市上下水道事業経営審議会
会長 様

東大阪市上下水道事業管理者 植田 洋



諮 問 書

下記事項について、東大阪市上下水道事業経営審議会規程第 2 条第 1 項の規定に基づき
諮問いたしますので、ご審議のうえご答申いただきますようお願いいたします。

記

1. 諮問事項

水道料金制度のあり方について

2. 諮問の趣旨

東大阪市水道事業では、今後、多くの水道施設や管路が更新時期を迎え、それらの更新や耐震化に多額の費用が必要となる一方で、収入の根幹である水道料金は人口減少や節水機器の普及等により減少し、経営環境は厳しさを増すことが予想されます。加えて、大規模地震や台風等の災害リスクが近年多様化・深刻化しており、水道施設の安全を脅かす危機が顕在化しています。

これら水道事業の課題に対応すべく、昨年度、将来・次世代にわたり健全な水道事業を継続していくための基本理念や実現に向けた施策等を取りまとめた「ひがしおおさか水道ビジョン 2030」を策定し、目標に向けて取り組んでいます。

本ビジョンに示すとおり、今後は、東大阪市水道事業が目指す「災害に備えた強靱な水道」を実現するために、災害リスクの低減や被災時の影響緩和に向けた施設整備や財政的な備えが今まで以上に必要となります。

このような状況の中、東大阪市水道事業の健全な財政運営の確保に必要な料金水準を見極め料金体系を検討するため、現在の水道料金制度のあり方について多角的な視点からご審議いただきたく諮問いたします。

以上